

令和7年4月17日

各就労継続支援B型事業所長 殿

茨城県福祉部障害福祉課長

「工賃向上計画」の見直しについて（依頼）

日頃より、本県の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

貴事業所においては、工賃向上計画を策定し、工賃向上に取り組んでいただいているところですが、事業所工賃向上計画は、厚生労働省の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（令和6年3月29日付け障発0329第42号）」（以下「国指針」という。）3（5）のとおり、前年度の実績を踏まえ、達成状況の点検・評価を行い、工賃向上計画の見直し等を実施することが求められております。

つきましては、国指針や別添留意事項をご確認いただき、計画の見直しを行う場合は、令和7年5月30日（金）までに下記当課企画担当あてメールもしくはFAXでの提出をお願い致します。

【提出先・問い合わせ先】

茨城県福祉部障害福祉課 企画担当 皆川

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-3357 / FAX 029-301-3370

E-mail shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

【事業所における「工賃向上計画」見直しに係る留意事項】

- 1 別添「工賃向上計画（見直し）」策定様式で計画を作成し提出してください。
なお、目標工賃は「月額」によることとします。
- 2 工賃向上計画の作成に当たっては、国指針の3（3）を参照のうえ、作成してください。
また、「茨城県工賃向上計画（令和6～8年度）」を適宜参照してください。
- 3 今回の見直しの対象となるのは、令和7年度及び令和8年度の目標値となります。
令和6年度の目標値は修正しないでください。
- 4 目標工賃は「前年度以上」となるように定めてください。
- 5 令和8年度に目標工賃達成加算の算定を検討している事業所は、加算要件を満たすように令和7年度の目標工賃を定める必要があります。
- 6 事業所工賃向上計画の提出方法は、メール、FAXのいずれでも結構です。
※見直しを行わない場合、提出は不要です。
- 7 国指針や「事業所工賃向上計画」の様式は下記ホームページに掲載しております。
「ホーム>健康・医療・福祉>障害者福祉>就労の促進>工賃向上>事業所へのお知らせ」
[事業所へのお知らせ／茨城県](#)